

徳島県告示第四百四十九号

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号。以下「法」という。）第五十七条第一項の規定に基づき法第七条及び第十一条の水質に関する検査の業務を行う者として指定した公益社団法人徳島県環境技術センターから申請があった次の検査の手数料の変更については、承認した。

令和七年八月二十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 変更後の検査の手数料

浄化槽の処理対象人員	検 査 の 手 数 料	
	法第七条に関する検査	法第十一条に関する検査
十人以下	一万二千円	六千円
十一人以上二十人以下	一万六千円	八千円
二十人以上五十人以下	一万八千円	九千円
五十一人以上五百人以下	二万七千円	一万五千円
五百人以上	三万九千円	二万千円

備考 処理対象人員が十人以下の浄化槽における法第十一条に関する検査の手数料については、次に掲げる全ての要件を満たした場合には、検査の手数料から千円を差し引いた額とする。

- 1 標準契約、一括契約又は継続申込みのいずれかを締結していること。
- 2 検査料金の支払を口座振替により行うこと。
- 3 検査案内、検査結果書等を電子メールにより送付すること。

二 変更年月日

令和七年十月一日